

## Give One 登録団体規約

公益財団法人パブリックリソース財団

2013年2月

公益財団法人パブリックリソース財団が運営するオンライン寄付サイト Give One（ギブワン）は、ご登録いただく団体の皆様の協力のもとに、寄付というライフスタイルの実現を支援し、日本における寄付文化の醸成を目指すものです。

本規約は、Give One（ギブワン）にご参画いただくにあたり、パブリックリソース財団と登録団体様との間の取り決めについて記載するものです。

### 1、 Give One（ギブワン）が提供するサービスについて

Give One（ギブワン）では、インターネットを通じて、登録団体の情報の発信、オンライン寄付の受付、寄付者に対する寄付の結果の情報発信を行います。

### 2、 手数料について

パブリックリソース財団は、Give One（ギブワン）を継続的に運営していくために必要な運営原資として、寄付金額の15%を手数料としていただきます。寄付者が選んだプロジェクトを実施する団体に対して、手数料を除いた金額を助成金としてお支払いします。

### 3、 助成金のお支払いについて

助成金は、原則として毎月末に、パブリックリソース財団から団体が指定した口座に振り込みます。ただし、お振込み金額が5,000円に満たない場合は翌月以降に繰り越しをします。パブリックリソース財団の年度末にあたる3月末には繰り越しをいたしません。各月の支払い明細については、団体管理画面からダウンロードしてご確認ください。

### 4、 各団体様の責務

(ア) 各団体は、寄付というライフスタイルの実現を支援し、日本における寄付文化を醸成するという Give One（ギブワン）のミッションに賛同し、登録するものとします。

(イ) 各団体は、法令、公序良俗または本規約もしくはその他の利用規約等に違反し、または他者の権利を侵害するとパブリックリソース財団が判断する行為を行ってはならないものとします。

(ウ) Give One（ギブワン）の仕組みを、全項に該当する悪用に用いてはならないものとします。

(エ) Give One（ギブワン）で発信する各種情報の内容に関しては、その情報を提供す

公益財団法人 パブリックリソース財団

東京都中央区湊 2-16-25 202

TEL.03-5540-6256 FAX.03-5540-1030

## Give One 登録団体規約

る各団体が一切の責務を負います。Give One（ギブワン）に登録された内容について、刑罰を受けたり、損害賠償をされたり、第三者から異議を申し立てられたりする可能性があるということをご理解いただき、パブリックリソース財団に各種の情報をお渡してください。

(オ) 寄付の募集に関しては別途、その寄付に関する活動報告の義務が発生します。最低でも年に1回、寄付を使った活動の成果レポートをお送りください。内容については、できる限り以下の情報を盛り込むものとします。

- ① 具体的な活動成果（できるだけ具体的に、数値や指標などを活用して下さい）
- ② 受益者のコメント
- ③ 社会に与えた変化
- ④ 寄付者へのメッセージ

(カ) 決算後4ヶ月以内に、団体としての事業報告書と決算報告書をパブリックリソース財団にメールまたは郵送でお送りください。

(キ) 団体の決算および役員名は、必ず団体HPに最新のものを掲載してください。

### 5、 寄付プロジェクトの登録について

Give One（ギブワン）では、パブリックリソース財団が選んだプロジェクトに対してインターネットを通じて寄付を募ります。Give One（ギブワン）に登録された団体は、複数の寄付プロジェクトを登録することができます。

### 6、 領収書の発行について

Give One（ギブワン）で受け付けた寄付は寄付者の申し込み金額をもって寄付とします。Give One（ギブワン）で受け付けた寄付に対する領収書は、発行を希望する寄付者に対してパブリックリソース財団が発行します。

### 7、 寄付者の個人情報について

Give One（ギブワン）を通じて寄付された方の個人情報は、マイページ登録または情報入力画面で承諾した個人の情報に限って、それぞれの団体にご報告します。各団体では、個人情報保護方針を定め、個人情報の保護に努めることとします。

### 8、 著作権に関して

Give One（ギブワン）への掲載のためにパブリックリソース財団に受け渡された各種情報は、肖像権・著作権についての問題がすべてクリアされているものとします。各団体はGive One（ギブワン）に公開する情報について、他者の権利を侵害しないことをパブリックリソース財団に保証し、情報を掲載する権利を承認するものとします。

## 9、 情報の利用に関して

- (ア) パブリックリソース財団は各団体の許諾に従って掲載された著作権物を利用するものとします。
- (イ) 将来さまざまなサービスを追加したり、変更、削除する場合、あるいはインターネット以外のメディアへサービスを拡大していく場合も、パブリックリソース財団が、Give One（ギブワン）にご登録いただいているデータ、寄付情報、各種レポートなどを利用する権利を有するものとします。その場合は、パブリックリソース財団から各団体に事前に連絡をいたします。

## 10、 秘密の保持

Give One（ギブワン）への参画にあたって知り得た相手方の機密に属する情報は第三者に公表または漏洩することを禁じます。

## 11、 免責

各団体様が Give One（ギブワン）を通じて発信された情報や寄付に起因して発生した紛争について、いかなる場合もパブリックリソース財団は一切の賠償責任を負いません。

## 12、 登録の取り消し

各団体様に本規約に違反する行為が発覚した場合、あるいは以下の登録停止条件にあてはまる事由が発生した場合には、Give One（ギブワン）への掲載をパブリックリソース財団の判断で休止または停止させていただく場合があります。

### 【登録停止条件】

#### ① 3年間年次報告書等の提出がない場合

登録から3年間、年次報告書の提出がなく、会計情報の更新がない場合、再三の請求にもかかわらず提出がないときには、登録を停止します。

#### ②不祥事があった場合

当該団体の公表情報、報道情報、運営評議会、理事会、パブリックリソース財団のその他のネットワークを活用した情報収集を行い、当該団体として組織的に重大な責任がある場合、あるいは、事後処理や対応が適切かつ十分でない場合は、即時に登録停止することがあります。

#### ③申請用紙、およびプロジェクト・レポート等の記載内容に虚偽があったとき

申請用紙、およびプロジェクト・レポート等の記載内容に虚偽があると何らかの形で情報を得た場合、団体に対して事実関係を確認し、登録停止することがあります。

## 13、 本規約の変更

## Give One 登録団体規約

本規約の内容、および Give One（ギブワン）が提供するサービスの内容は必要に応じて変更することがあります。変更後の規約については、登録いただいている担当者アドレスへの電子メール発信をもって有効とさせていただきます。

### 14、 協議

本規約に定めのない事項については、参画団体とパブリックリソース財団で協議の上決定するものとします。

### 附則

この規約は 2013 年 2 月 1 日から施行します。

以上